

平成29年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成29年9月7日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成29年9月7日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	総務課理事	満行 誠
上下水道課理事	石井 浩二	健康福祉課理事	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
健康福祉課長	長澤 義一	都市整備課長	甲木 圭二
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課長補佐	諸石 豊	監査委員	百田 清二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。また、福岡地方に大雨洪水警報が出ているよう
ございます。被災に遭われたところに、また、雨が降るようございますが、心配される
ところでございます。

また、雨の中、傍聴者の方が見えています。議員各位しっかり、一般質問してもら
いたいと思
います。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。先日熊本の熊本橋のほうで、お盆集積所、
昨年から非常に苦情が出ておりましたが、今年は役場の方が対応していただいて、非常にマナー
もよくて、駐車なんかも、スムーズにいったということで、近隣の方が大変喜ばれまして、次の
日には、もう電話が入りまして、町長にお礼を言ってくださいということでございました。本当
に、すぐに対応していただきまして、担当課長初め、また職員の皆様、御苦労さまでございま
した。

それでは、通告に従いまして、消防団員確保に対する対策・支援はということで質問させて
いただきます。

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、その地域に密
着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

全国で、約86万人が団員として地域のために活動し、火災や大規模災害発生時に自宅から現
場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消火活動、救助活動を行う非常勤の特別職の地方公
務員です。全国的に消防職員数は微増傾向ですが、消防団員は年々減少しています。団員の確保
にも苦勞している状況でございます。

紹介されて勧誘しても、入団を断られることも少なくありません。団員勧誘は消防団員の知り
合いなどの地縁に頼っているのが現状です。入団拒否や退団の理由は、仕事と両立できない、プ
ライベートを大事にしたいなど、誰もが思い浮かぶようなことです。昔は消防団が地域に根差
した組織となっていました。現在は、若者も外に出ていきますし、地域の風習は通用しなくなっ
ています。須恵町においても団員の不足に頭を悩ませている分団も少なからずあります。須恵町
の消防団は全国大会に二度も出場するなど由緒あるすばらしい消防団です。昼夜を問わず、火事

ときには現場に急行し、操法大会の訓練の時期にはかなりの時間拘束されますが、勤務をしながら頑張らせていただいています。

また、青年団や婦人会がなくなって、祭りなどでも頼みの綱は消防団とイベントにも協力していただいています。もちろん、防災などのイベントには欠かせない存在です。よくやっているなと頭の下がる思いです。若者の地域離れはこれからも慢性的に続くと思われま。そろそろ手だてが必要な時期に来ているのではないかと危惧しています。何か、町として、サポートできることはないか。団員確保に対する対策・支援などの今後の方向性についてお聞きをいたします。

今や、全消防団員の約7割はサラリーマンという状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ、消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要です。そのため、企業の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠となっています。

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。市町村が認めれば、シルバーマークの表示証を交付します。消防団協力事業所として認められた事業所は、イメージアップのため、取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。現在、表示制度を導入しているのは、1,156市町村で67%に当たります。また、支援策として、144の市町村が入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点などを行っており、その他にも消防団協力事業所報奨金、消火器の無償提供、広告紙広告掲載料の免除、協力事業所の表彰、協力事業所割引制度、防災行政無線設置補助などを行っている市町村もあります。制度導入、支援についてお答えください。

次に、女性や学生の入団促進についてお尋ねをいたします。

近年、少子高齢化が進み、女性の活躍が期待されています。消防団においても例外ではなく、近隣町の粕屋町、宇美町などでは、女性消防団員が活動していますが、須恵町における女性消防団員加入についてお答えください。

消防団員が減少し、平均年齢の上昇が進む中、大学生、専門学生など、若い力の消防団活動への参加が強く期待されています。そのような中、大学生、専門学生などを消防団員として採用しようという動きが各地で広まりを見せており、約3,017人の学生団員が活躍しています。岐阜県大垣市では、消防団員として、2年以上活動することを条件に、大学院、大学、短大、専門学校などに通う学生を対象に、返す必要のない奨学金を月1万円給付する制度を全国初の試みで、今年度から開始しました。須恵町に潜在的な対象者がどれぐらいいるかわかりませんが、若い世代の加入促進の取り組みとして、学生消防団員に奨学金を支給する考えはありますか。また、消防団に所属する大学生などへ、就職活動用の推薦状を出すなどはどうなっていますか。

それから、教育についてですが、小中学校における消防防災クラブ等の設置の考えはございま

すか。また、消防団に対する理解を深めるなどの教育は行っておりますか。自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけはどうなっていますか。

次に、予備組織の充実についてお答えください。

シニア世代の取り組みについてですが、退職消防職団員における大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進についてお尋ねをいたします。

以上の団員確保に対する対策・支援などについての今後の方向性についてお答えください。

○議長（三角 良人） 満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。では、総務課のほうからお答えさせていただきます。

質問要旨に従いまして、お答えします。

まず、消防団協力事業所制度につきまして、本町では、4月1日から須恵町消防団協力事業制度がスタートしております。既に、1事業所から協力を得て、登録をさせていただいております。

なお、協力事業所の表彰につきましては、須恵町消防団協力事業所表示制度実施要綱、その11条におきまして、須恵町表彰条例に基づき表彰することができるとしております。

制度実施間もないところでございますが、先ほど言われました入札参加資格の加点や報奨金、奨学金の無償提供等の特典支援は、現在実施してはおりません。

次に、学生消防団員につきまして、学生団員に奨学金として支給することに関しましては、他の団員との公平性から、現在は考えてはおりません。

次に、就職活動用の推薦状につきまして、制度といたしましては、学生消防団活動認証制度というものはございます。消防団員で継続的に消防団活動を行い、実績があるなど、一定の条件を満たした上で、本人から依頼があり、消防団長が適当であると認めた上で、審査会に諮り、認証決定通知書、いわゆる推薦状でございますが、それを発行するか否かを決めるという制度でございます。本町は導入はしておりませんが、他の自治体の実例や動向など情報の収集は行ってまいります。

次に、女性消防団員につきまして。女性消防団員の活動内容といたしましては、主に、AEDの使用方法や応急手当の指導、ひとり暮らし老人宅への防火訪問、自主防災組織等への防火指導、大規模災害発生時の活動等、多岐にわたり活動の場がございます。実際に火災現場での活動は困難で、いわゆる後方支援がメインになっておると伺っております。

本町におきましては、女性消防団員は在籍しておりませんが、消防団に加入することはできません。女性消防団員の加入促進の支援ということでございますが、まずは、役場庁舎の女性職員40名ほどおります、勤務しておりますけれども、有事の際、特に大規模災害発生時などのときに、災害対策本部で後方支援活動を行えるような体制ができないか、今後の防災体制を構築する上で

考えてまいりたいと思っております。

次に、自衛消防組織要員についてということで、現在、自衛消防団の方々は、そのほとんどが輪番制であり、年齢層も比較的高い方になります。年齢層の低い消防団組織への団員としての加入ということにつきましては、団の体制からしても難しいところがございます。また、自衛消防団が組織されている行政区に対しましても、消防団員の勧誘活動は行っておりまして、実際、消防団員として活躍されてある方もいらっしゃいます。

本町としましては、自衛消防団の方々には、消防団への加入というよりも、自主防災組織の方面で御活躍いただくことを期待しております。

次に、機能別分団の創設についてでございます。

まず、現在の団員の活動状況でございますが、火災発生時、大雨災害時、台風災害時など、消防団出動を必要とする場合につきましては、役場職員、農協職員、自営業が中心ではございますが、一定の人数は確保しておりますし、役場の新規採用職員は全員入団させ、団員の確保にも努めております。

また、消防団OBの方々には、建物火災があった際など、消防署が到達する前に現場近くの消火栓を利用して、初期消火活動に当たられたり、消防車両を消火栓の位置まで誘導されるなど、退団されても、なお、その志はいまだしっかりと持っておられます。

御質問の退職消防団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設は、防災体制の礎になるかとは思いますが、南部消防署も近くでございますし、さきに申しました本町の消防団の現状からも、有事の際に全く人がいない。出動できないなどの困難な事例はございません。ですが、防災の基本、自分の命は自分で守るということは、災害が大規模になればなるほど忘れてはならない基本中の基本でございます。本町といたしましては、まずは、防災に関する知識、技術を習得する機会を設けることに努め、それぞれの組織や立場において積極的に参加、学んでいただき、相互扶助の理念のもとに、有事に備えて、御自分の命を守っていただきたいと考えております。

最後に、教育についてですが、小中学校における消防防災クラブの設置につきましては、組織をつくり児童生徒を育成することは、将来の消防団員の卵として期待されるものではあります。現在、限られた学校生活、カリキュラムの中で、これに特化して時間を割くことは難しいことから、設置は考えておりません。

糟屋地区の状況を紹介しますと、篠栗町に1クラブがありますが、その活動は、出初め式に団員と一緒に進出するといった内容でございました。

なお、防災教育の面では、各幼稚園、保育所、小中学校におきまして、年に1回消防署の指導のもと避難訓練を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、お聞きしましたところ、消防団協力事業者が4月1日からスタートしているということをごさいます、今、1社ということをごさいます。その内容的に規定が設けられておられると思うんですけど、何名以上持った企業とか、災害時に資材とかを協力してくれる企業とか、内容的に、もし、今の状況でわかれば、教えていただきたいと思ひます。

また、1社登録しているということをごさいます、名前が言えるようでしたら、お願いをしたいと思ひておひます。

それから、活動認証制度というのが、今、消防団協力事業所に関しては、特定支援は今のところないということをごさいます、今後、そういう企業がふえてくれば、また、何か特典も考えていけばどうかというふうには思ひておひますので、その件もお聞きします。

それから、活動認証制度。学生の支援をごさいます、現在うちではないということ、よその状況を見て取り入れたいということをごさいます、ぜひ、検討していただいて、取り入れていただければ、また学生たちの消防団員がふえると思ひますし、そのことによって、就職活動もスムーズに行くということもあると思ひますので、よろしくおひをしたいと思ひておひます。

それから、女性消防団については、役場の職員を後方支援ということ、有事の際は災害対策本部にということをごさいます、これは有事の際だけではなくて、火災予防の観点からも、ぜひ、活動できる状況に、これから取り組んでいただければと思ひますけれども、その辺の御回答をおひいたします。

それから、自衛消防団に關しましては、高齢ということもあるということ、状況はよくわかりましたが、自主防災組織のほうに、早く取り組むような、取り組むように努力をしていただきたいと思ひておひます。

それから、機能別消防団の件に關してなんですけれども、この件は、一定確保してあつて、OBに關しては、現場に駆けつけていただいているということをお聞きしておひますが、消防団のですね、もし、大規模災害が起こったときは、きちつと組織化していることによって、すぐに駆けつけられるなどの利点があると思ひます。そこで、退職消防団員に対する大規模災害発生時を限定して、機能別分団を創設することが大事じゃないかなと、そういう仕組みづくりをまずしていただければ、緊急時には、すぐに招集できるとか。今は大規模災害が起こっていないので、何でも対応はできていると思ひますけれども、もし、朝倉のように大規模災害が起こってしまったら、やはり、そういう仕組みがあるのとないのでは、緊急性のときに対応が違ふと思ひます。今後、そういう防災の立場から、どのようにお考えかなと思ひておひます。

それから、教育の面に対する子どものクラブということで、クラブは、ちよつと時間的に難しいということをごさいます、教育の中で、ぜひ、消防職員じゃなくて、消防団の働きとか、そ

うということも、知っていただくような機会をつくっていただければなと思いますので、皆さんが消防団を身近に感じて、子どものころから消防団に憧れるような、そういう取り組みができればなと思っております。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 詳細については、総務課長のほうから答えますが、経緯というか、内容について、私のほうから答えたいと思いますが、今の質問でございますけども、事務的な質問でございますので、本来、こういう一般質問にはなじまないわけでございます。1問目と2問目が同じ内容の質問でございます。そうすると、事務者のほうに尋ねられたほうが、よりわかるというふうに思っておりますし、現今村議員につきましては、副議長をされておられますし、議長、副議長というのは、相当の権威があるわけでございますので、担当の職員あるいは課長を呼びつけて、この件については聞かれたほうが確かなものが出てくるんじゃないかというふうに、まず、お答えしたいというふうに思っております。

まず、第1番目の消防の協力事業所。これについては、特典は考えておりません。

それから、入札関係についても、特段の配慮というふうなことでございますが、入札につきましては、担当課のほうで、特段のまた調査を行っております。非暴力团的といえますか、極端に言えば。そういう内容の企業であれば、それは一切入札に参加することができないとか、また、違った面での規制がかかりますので、消防だけで、その判断をするということは、非常に厳しい問題があるようでございます。また、消火器とか、そういうふうなものをやるとか、そういうことは一切考えておりません。

それから、学生消防団員については、現在も学生の消防団員は入っております。

それから、大垣市が1万円というのは、大垣市は地方交付税の非交付団体でございますし、非常に裕福な市でございますので、そういったことは市としてやっておりますけども、我々としては、ある程度、横並びで、各町の町村が同じようなことをやっておれば、それに参加するという考えでございます。福岡であれば、苅田町が裕福でありますから、苅田町はそういうふうにするよというふうなことでやられますと、教育とか、そういう問題でも、非常に苦しい問題があります。教育についても、苅田町が、例えば、特別の40人近くおる教室にTTを入れるというような、自前でTTを入れるというようなことになると、教育の公平性に欠けるわけでございますので、ある程度、それは他町と並び合わせたところでやっていくというのが妥当ではなかろうかというふうに思っております。

それから、団員の中にも、非常に幽霊団員と申しますか、そういう参加しないというような団員が各分団に何名かおるわけでございますので、その辺をしっかりとまず仲間内で勧誘しますので、入っちゃったこうというような、ただ、名前だけの団員がおるようでございますので、そう

いうものは避けたいというふうに思いますし、今、新入職員がみんな消防に入ってくるわけですが、私は、好ましいとは思っていません。役場の職員は、非常時には、全部消防の団員と同じような形で活動をするわけですので、活動をそがれると、団のほうに行けば、役場のほうの仕事ができないというような状況が起こりますので、採用するときに、消防団に入っていますという面接をする子どももおりますが、それに加点はいたしておりません。はい。消防団に入っ、役場に受ける人を優遇するとか、そういうことは一切行っておりません。本来は、入らないほうが数多く対応ができるのではなかろうかというふうに考えております。

それから、女性団員についてでございますが、40名程度の女性がおられるわけですが、年齢を区切って35歳ぐらいまで、この方たちに女性消防隊というのをつくって、昔ありました、役場に準団というのがあったわけ、消防の準団。これは団員の定数の中には入れないわけですが、例えば、出初めとか、交替式の表彰のお手伝いをするとか、そういった形にして、準団として制服を貸与するというような考え方を持っております。これについては、新たに、現課と話し合いをしながら進めていこうというふうに思っております。

それから、自衛消防の要員でございますが、これはあくまでも自衛消防でございます。身近に、消防団として動くよりも、身近に、その行政区内の人たちを助けるという形の意識を持ってやられれば、それが一番いいことであるわけですが、それから、自衛消防団に発展すれば、佐谷、上須恵では自衛消防団がありまして、相当の訓練もやられておりますし、今年の上須恵の自衛消防団の訓練については、400人ぐらい集まってやったんじゃないかと、相当の方が集まっております、私も行ってびっくりした状況であるわけですが、その自衛消防をつくる、そういう輪番制というの、確かに、みんながそういう消防のそういうことを学ぶということでは、一つ、いいことではなかろうかと思っておりますが、これだけ行政区に加入しないという人たちがふえてきておりますので、この自衛消防団というの、非常に継続が難しいかなというふうに思っております。

機能別団員。これは消防団員に任命しますと、非常勤の国家公務員というような認定がされまして、けがとか、事故とか、そういう場合には補償があるわけですが、この機能別の今の我々のOBの人たちについては、何も規制がないわけですが、ただ、分団の地域内に火事があった場合とか、すぐ先輩たちが出て、駆けつけて、消防車を出してしてもらおうというようなことありますが、これはもう、5年ぐらいですね、あと、機具が変わりますし、我々が今消防、20年近く消防におりましたけども、消防の機械器具を操作するというのはできないわけですので、そういった面では、5年ぐらいの形として、それを正式につくれということですが、それはOBとして残られる方については、そういうふうにやっていけばいいかなと思っておりますし、また、団長、副団長、それから、そういった指導員の人たちは、特にそういう

意識が高いわけですので、制服ではありませんが、退団記念というような形で、式典用の服なんかも貸与しておりますし、そういう人たちは、非常に高い意識を持って活動されるというふうに思っております。

それから、教育についてでございますが、現在、5団体、それから250人ぐらいの人たちが幼年消防クラブですか、平成6年につくっておるわけでございますが、小中学校についてはカリキュラムでできませんけれども、少年消防クラブは、クラブという名前じゃありませんけれども、幼稚園、保育所に平成6年度設立の幼年消防クラブがあり、町内クラブ数が5クラブ、250名おりますということでございますので、この方たちが消防のために何か働くということじゃありませんし、自分たち自己防衛のために、地震があったときにどういうふうなことをするかとか、避難訓練とともに教育していくということが大事ではなかろうかというふうに思っております。

あと、詳細については、総務課長のほうで、落ちているところはフォローしてくれると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 町長、町長、確認するばって。佐谷、上須恵に自衛消防団があると言わっしゃったが。（「自主防災です」の声あり）自主防災やな。（「はい、そうです。自主防災」の声あり）

今村桂子君。——ちょっと待って。数値を（発言する声あり）じゃあ、満行総務課理事。自席から、ごめんなさい。町長も自席からやったね。

○総務課理事（満行 誠） まず、消防団協力事業所でございますが、乙植木にございます安河内建設さんが1社ございます。

その中の質問の中の事業所の規模とか、規定の中でどのようにされているとか、団体の規定とか、そして、今後、多く事業所がなったときの機材の調達とか、そういったところはどうかというところでございますが、規模については、たしか、規定はなかったと思います。団体というところで文言があったと思います。

そして、事業所がふえていったところということですので、そのときに考えさせていただきたいと思います。

そうしまして、次は学生消防団について、そういった、答弁の中では情報の収集を行っていくということまで伝えましたので、この制度を取り入れるというところまでは、まだ、断言はしておりませんので、そのところは、今の状態で、状況で、今の状態でございます。

そうしまして、女性消防団員につきましては、火災予防のというところでございますが、ただいま町長から申された中で、そのあたりも話で出てくるのではないかと思っております。

そして、自衛消防団のところへの自主防災組織。こちらに関しましては、大規模災害になればなるほど、そういった地域の方々の力が大きくなるということは確かでございますので、町とし

ましては、そういった自主防災組織の拡充拡大というのは、目標としておるところでございます。

そして、機能別分団のところ、うちは制度がございませんけれども、限定された仕組みづくりが大事なのではないかというところございました。これにつきましては、今後の考えの中でというところで、ここでは回答とさせていただきます。

最後に、教育についてということで、そういった小中学校、ただいま町長からもございましたところの幼稚園とか、そういったところにつきまして、やっておりますけれども、消防団の働きを知っていただきたい、そういった機会をつくっていただきたいというところございました。こちらにつきましては、そういった小中学校とかに関しましては、先ほど申しましたカリキュラム等の問題もございますが、時間の問題もございますので、子ども教育課とそのあたりはまずは時間との問題を話させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 町長のほうから幽霊団員の話が出ましたが、確かに、今、人数的には大分多く見えておりますが、実際は幽霊団員が結構多くて、なかなか活動をできる方は少ないと思っております。その辺からも、やはり、私は、この団員を集めるのに、消防団が非常に苦勞されているということで、今後の方向性として、町で何か支援できるような対策がないのかなということで、ちょっと、いろんな方向性でお話を聞かせていただいております。

そこで、まず、消防団協力事業所を認定した1社ということでございますが、この消防団協力事業所というのは、よその、国の法制を見ていただくとわかると思うんですけども、消防団員が事業所の中に何名いるとか、そういう規定を設けるとか。それから、災害時のときに何か機材を提供しますよという地域に協力する事業所とか、何か特別な事業所を、そういう方たちを消防団協力事業所として認定を町がして、それに対して、認定書を出して、それを事業所として、協力していますよということで、消防団をふやしていく取り組みなんです。だから、この辺をちゃんと、そういうふうにされていたのかなというのを先ほどちょっとお聞きしていたんですけども、ちょっと意味が違う回答をいただきましたので。

それと、先ほど町長が、消防団に学生1万円大垣市はやっていますということで、今度、志免が前回1万円を払うということを決められているんですね。それで、横並びということであれば、うちも、そうなるかなと思ったんですけども、調べていただきたいなど。志免のほう、前回の一般質問のほうで払いますということを言われているので、私のほうも、これを入れさせていただいておりますので、糟屋郡の中で、こういうところがあれば、その辺も、ちょっと調べていただきたいなと思っております。

それから、幼年消防クラブというのが5クラブ町内のほうにあるということでございますが、

せっかく、こういうクラブがあるのであれば、出初めのほうに参加しませんかと、篠栗のほうが行進だけでもやっているということでございますので、そういうお誘いもしていただけたら、子どもたちも喜ぶんじゃないかなと思いますので、そういうことも、今後考えていただきたいなと思っております。

それから、事務的な質問ということでございますが、私は、一応、今後の方向性として、仕組みづくりということをちょっと聞きたかったので、一応、この場で質問をさせていただいております。

本来、町長は本来入らないほうが町としても対応、職員対応できやすいというふうに言われましたが、ほかの事業所も、多分、消防団活動に昼間出て行って、仕事をしないで出ていくということに、最近の風潮というのは、町長のほうは違う意味で言っているのはわかっておりますが、ということじゃなかろうかということで、事業所の表彰制度というのを私は言っております。ただ、本来入らないほうが、役場としては同じ仕事をしているので、そういう対応ができるという意味で、町長のほうは言われていると思いますので、そういう意味で言えば、役場の職員が入らなくてもできるような消防団の人数、組織が必要なんじゃなかろうかと思えます。

私は、予備組織の充実ということで、退職消防団団員による組織をつくっていただきたいと言ったのは、火災だけじゃなくて、今火災は消防署があるので、すぐに対応できていると思うんです。ただ、有事の際のですね、今、災害というのは火災だけじゃなくて、土砂災害、水害、いろんな災害があつて、いつ、その災害が大規模にやってくるかわからないというような自然現象とか、状況にあると思うので、そういう大規模災害の発生のおき限定で、機能別分団の創設ができないかなと、そういう仕組みづくりができないんだらうかと、緊急時に招集できるような仕組みをつくっていれば、いざ、災害になったときにいいのではなかろうかという意味で、今後の方向性で、そういう形をつくっていただけないものかということで、質問をさせていただいておりますので、今、火災等も消防車が5年ごとに変わるということでございますが、災害という意味を大きく捉えていただいて、できないものかなということで、この点について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 災害については、自己防衛であるというのが一番大事なんだよということは、総務課長のほうから説明があつたと思いますが、新たに、1万円、志免町が出す。何のために町長会を月1開いているかは意味がわかってないですね。志免の町長も、まだ新人だから、その辺がわかってないと思いますが、そういう場合は、こういうことで、一般質問に答えていますので、されますか、されませんかという、7町あるところでございますので、それを調整するという機能を郡の町長会では持つておるわけでございますので、その点について、例えば、今度の

災害も、3ヶ町について義援金を、じゃあ、糟屋郡でどうしようかと、1,200万円に決めたわけですが、朝倉市から東峰村、添田町。どうして、今度の線状降雨帯がそこに降ったかという、それはいつも降るところなんですよ。筑後川の上流が朝倉市と東峰村ですよ。

○議長（三角 良人） 町長、答弁が違いますよ。

○町長（中嶋 裕史） いや、そして、添田町が遠賀川の上流なんです。そこに災害が起こる。雨量が多いところに災害が起こるというのは当然なんです。

今度の、例えば、言われました職員が団員になるのがよろしくない。今度の熊本災害で益城町がそれで失敗したわけです。役場の職員に入ってくるのは、全部団員である。団員でみんな出したわけですよ。役場の機能がしないわけです。本部機能が。だから、そういうもの。今も、役場に、今、まだ若い人たちも入ってきますが、一時は分団長が分団の5名、10分団ぐらいの5名ぐらいが役場の職員であったわけです。そういう場合は機能をなくしてしまうわけです。だから、そういうことを考えると、役場の職員は入らないほうがいいと、消防には。そういうことを言ったわけでございます。

それから、協力事業所というのは、安河内建設についても、一人団員がおるわけでございます。そういうことを言っておるわけ。だから、そこには、消防の精神も教育しますし、もともと団長さんでしたので、その方は。そして、また、社員を消防団に入れるというのは積極的に入れていただいております。あと、機能別分団。そのときだけ、つくるというのは、その人の身分保障も何もしていませんので、それはちょっと無理と思います。常にそれは大災害を想定した形で訓練をしたり、身分保障をしておると。非常勤の公務員というような枠組みの中でやっておかないと、いざというときには機能しないというふうに思っております。幾らOBであって、過去経験があるからということでは、それはできないし、身分保障、けがとか、特に死亡した場合と、損害賠償とか、そういうのが、我々から命令ができないと、その人たちに対しては。命令をすると、そういう保障の約束ができておるということを仮定しておりますので、それは難しいということでございます。（「幼年消防団を呼ぶという、出初めに」「出初めに参加させてくれるかって」の声あり）それは、ただ、並ぶだけで、出初め、寒いときに子どもたちを風邪ひかすのも何だし、それに出るために、やはり、行進をさせる。練習をさせるとか、そういったこともありますので、それは幼稚園、保育所とちょっと相談をしながら、交替式か何かに出るもらうことは可能かというふうなことも考えたいというふうに。それは、そちらのほうに相談をしてみないとわからないということでございます。

○議員（14番 今村 桂子） 機能別消防団は全国に幾つかできておりますので、その仕組みについては、ちょっとわからないんですけども、うちのほうも、災害時あったらよかったのになと思っております。本来の今後の方向性については、職場の役場の方が参加されなくても、消防

団が充実して、数が足りるような方向性で頑張っていたいただければなと思います。消防団に関しましては、日ごろから感謝を皆さんしていると思いますので、今後とも消防団活動への支援をよろしくをお願いします。

以上です。

.....

○議長（三角 良人） 1 番、児玉求君。

○議員（1 番 児玉 求） おはようございます。議席番号 1 番、日本共産党の児玉求です。ただいまより一般質問を始めます。

認知症の人への障がい者手帳交付と周知徹底についてと福岡地区水道企業団の赤字海水淡水化事業は廃止を提案すべきではの 2 問であります。

まず、認知症の人への障がい者手帳交付と周知徹底についてであります。

新聞赤旗の記事を一応資料として提出していますので、ぜひ、ごらんになっていただきたいと思えます。

本町の人口は、29 年 7 月 31 日現在で 2 万 7,892 人です。60 歳以上の住民は 8,856 人、3 人に一人は 60 歳以上であります。認知症は誰でもかかり得る病気です。また、他人に知られたくない病気の一つでもあります。高齢化が進み、夫婦ふたり暮らしもふえております。新聞赤旗 7 月 23 日日曜版では、認知症の人は障がい者手帳をとることで、医療費などさまざまな給付を受けられる可能性があるとして報じ、大きな反響を呼んでおります。認知症を家族の介護だけにとどめず、役場と一体となった支援が必要ではないでしょうか。

一つ、認知症予防対策はありますか。認知症介護者数は何人でしょうか。28 年度障がい者手帳交付人数は何人ですか。現在の周知広報はどのようにされておりますか。窓口対応はできておりますか。

それと、通告にはなかったんですが、もし、答えていただければ、認知症患者家族への障がい者手帳交付への広報はすべきではないかと思っておりますが、それも、ちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、2 問目であります。

福岡地区水道企業団の水道用水供給事業は、現在、筑後川水系、多々良川水系の鳴瀬ダム、日量 2 万 2,000 トン、平成 17 年より稼働した海の中道奈多海水淡水化センター、日量 5 万トン、平成 25 年供給開始の大山ダム、日量 5 万 2,000 トンを合わせ、日量 30 万 2,800 トンの水道用水供給能力を持ち、平成 30 年供用開始の那珂川水系五ヶ山ダム、日量 1 万トンなど、今や、供給過多となった水余り現象であります。

福岡都市圏 6 市 7 町 1 企業団 1 事業組合で構成される福岡水道企業団は、平成 17 年より稼働

した海水淡水化事業で毎年10億円前後の赤字を出し、平成28年度までに、約160億円以上の累積赤字を出しております。海淡施設の長期財政収支計画では、平成27年から39年までの事業費168億4,100万円も予定され、各構成団体の負担金は予定しておらず、費用は料金で回収。本年度中間とりまとめをしております。水余りの現在、毎年約10億円前後の赤字を出す海水淡水化事業は廃止を検討すべきだと思います。

古賀、新宮及び宗像地区は、遠賀川水系からの水供給もあり、生産単価の安い安定した陸水でカバーし、海水淡水化事業は、無理に続ける必要はないと思います。

1、事業費408億円の出資はいつまで続くのか。また、約160億円の累積赤字は各構成団体に抛出するのか。この事業からの脱退、事業そのものの廃止を提案はされませんか。赤字がなくなれば、新たな財源も生まれます。見解を伺いたいと思います。

○議長（三角 良人） 小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事（小林はつみ） おはようございます。児玉議員の御質問が認知症の人は、精神障がい者保健福祉手帳をとることで、医療費、社会保障、公共料金などの免除、割引などが受けられる可能性があるから、認知症で窓口で相談に来られたら、精神障がい者保健福祉手帳の申請の説明をするようにということであれば、質問要約の認知症で障がい者手帳が交付されることを知っておられますかとありますが、認知症の全ての人が障がい者手帳を取得できるというわけではございません。認知症は、認知機能の障害によって、社会生活などが困難になる症状を総称したものでございます。代表的な病名がアルツハイマー型認知症ですが、ほかにもさまざまな病名がございます。あくまでも、認知症の症状の中に精神障害症状が含まれ、精神障害のため、長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人が対象であり、初診日から6カ月以上経過した時点で、申請可能となりますので、専門医師でないと難しいところがございます。認知症全ての人が手帳の対象ではないことを御理解ください。

では、質問要旨に沿ってお答えをいたします。

1問目、認知症予防対策につきましては、須恵町が現在実施いたしております介護予防事業は、認知症予防対策にも効果があるメニューも取り入れた事業です。平成12年度から、行政区ミニデイサービス、15年度から、わくわくデイサロン、27年度からは、アイパッドを使った脳若トレーニング教室がございます。特に、脳若トレーニング教室におきましては、脳の活性化に大変効果があるということで、児玉議員にも議会代表で出席いただいております行政区ミニデイサービス支援会議でも御説明させていただいております。

今年度は、旅石区が9月4日の行政区ミニデイサービスで、脳若トレーニング教室を取り入れられております。現在、わくわくデイサロンと脳若トレーニング教室は広報誌で紹介しております。今後は、ホームページや各種団体にも紹介し、住民への周知に努めてまいりたいと考えてお

ります。

2問目、認知症介護者数につきましては、認知症の人数は、国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等の医療レセプト情報を全て把握することができませんので、認知症介護者数を把握することは難しい状況でございます。

3問目、障がい者手帳の交付人数につきましては、8月末現在、身体障がい者手帳は1,090人、療育手帳は243人、精神障がい者保健福祉手帳は285人に交付されております。

4問目、現在の周知方法と今後の取り組みについては、窓口相談に来られた人には、障がい者福祉のしおりなどで、丁寧に説明させていただいております。

今後も、高齢者の総合的な相談窓口である福祉係及び地域包括支援センターにおいて、また、年1回開催しております町内医師会との合同会議においても周知に努めてまいりたいと考えております。

5問目、窓口対応はできているかにつきましては、現在、認知症ということで、窓口にて相談を受け、相談者が何を必要とされているのか、十分にお聞きし、病院へつないだり、介護保険申請手続などの案内をいたしております。

精神障がい者保健福祉手帳を必要とされない相談者や病状によって手帳の対象とならない人もいらっしゃるのので、認知症ということで、即手帳の申請には至っておりません。が、手帳を申請される人は、病院からの紹介で来庁されており、平成28年度は、アルツハイマー型認知症で5名の方が、今年度は7月末現在で、やはり、アルツハイマー型認知症で5名の方が申請されております。

先ほど、認知症または認知症家族への公募はされていますかということでしたが、募集ということですので、そういうことはやっておりません。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、2問目を石井上下水道課理事。

○上下水道課理事（石井 浩二） おはようございます。2点目の福岡地区水道企業団の赤字海水淡水化事業は廃止を提案すべきではとの質問につきまして、お答えさせていただきます。

海水淡水化センターは、福岡地区水道企業団が運営されております事業の中の一つの施設でございます。このため、筑後川水系、多々良川水系、海水淡水化施設を含めて全体で収支を管理されており、これらの多様な水源を一体的に運用することにより、水道の安定した供給をしております。また、海水淡水化事業への建設出資は既に終了しております。

さて、福岡地区水道企業団は、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、福岡都市圏の6市7町1企業団1事務組合により構成されております。現在、筑後川水系からの導水、多々良川水

系の鳴淵ダム、平成17年度から稼働を開始した海水淡水化施設により、1日最大25万8,000立方メートルの水道用水を福岡都市圏に供給しております。

また、平成30年度からは、那珂川水系の五ヶ山ダムの完成により、1万立方メートルが新たに加わります。

海水淡水化事業については、福岡県において、福岡地域広域的水道整備計画の中に位置づけられており、海水淡水化施設は頻発する渇水に対応するためなど、気象条件に左右されにくい新規水源として建設されております。

今年7月に起きました九州北部豪雨で見られましたように、安定した水の供給は非常に重要なインフラであると再認識いたしております。当然、議員さんも、そう考えておられると思っております。近年、少雨と多雨の二極化が進む中で、安定供給、また、危険回避の面から、筑後川だけでなく、複数の水源を持つことが重要であり、海水淡水化施設は天候に左右されない水源ですので、渇水や事故等の異常時や福岡導水の工事など筑後川からの取水が制限された場合におきましても、安定した水の供給に重要な役割を担っておりますので、廃止を提案するという事は全く考えておりません。海水淡水化施設の運用につきましては、今後も引き続き河川からの取水を優先的に使う効率的な水運用を継続していく予定であり、海水淡水化施設は、これまでと同様の運転が望ましいと考えております。

今後は、海水淡水化施設の劣化状況及び維持管理等における課題を調査によって明確に注視すること、また、施設ができて12年が経過し、新技術によるコスト縮減の可能性等が見込まれますので、福岡地区水道企業団に対し、十分検討していただきますよう働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） この海水淡水化事業でありますけど、これは、約160億円の累積赤字を出しております。そして、今後、平成27年から39年まで、今後、この継続事業費を168億4,100万円予定し、今年度中に中間とりまとめをすると、継続するかということで、取りまとめをするというふうな方向を出されておるわけですけど、現在、河水事業ということで、今、理事お話になりましたが、その実績が、この海水淡水化をしなくても、水余りの状況は続いておまして、渇水の状況は今まで報告はされておりません。そうしまして、現在、陸水と淡水、海水淡水化の費用が全然……。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 先ほど、全体で運営しているって、水道企業団がでしようが。個別の話じ

やだめでしょうか、いいですか。答弁聞いています。ちゃんと。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 淡水化だけじゃなくて、大山だけじゃなくて、全体で水道企業団が運営しているって、今、理事が申しましたでしょう。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） はいじゃない。それからの質問にせんと。

○議員（1番 児玉 求） はい。じゃあ、おことわりします。

陸水の、これ、福岡市水道企業団の資料であります、28年度で1立方メートル、81円16銭であります。海水淡水化が340円でありまして、この水道企業団としては、プールをして、黒字になつるといふふうなことでありますが、陸水を使えば、全然問題ないわけでありませう。今後、この継続になつると分のですね、27年から39年、事業費168億4,100万円あるわけですが、これは……。

○議長（三角 良人） 簡潔な質問にしてください。答弁できにくいですよ。

○議員（1番 児玉 求） はい。水余りの今の現状を鑑みれば、この海水淡水化事業は廃止を検討すべきだというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。町長、自席から。

○町長（中嶋 裕史） もともと陸水っていうやつは、久原、南畑、背振、曲淵、瑞梅寺、江川、この6ダムで供給しよったわけですよ。それで、昭和53年から54年、福岡大渇水というのが起こったわけですよ。だから、その後、多々良川水系で、長谷、猪野、鳴淵、那珂川水系で、御笠川、多々良川で、その水量を補うように、そして、筑後川大堰をつくったわけですよ。そして、その後、それでも水が不足するというので、大山ダム、下のところにありますね。それから、こっちの五ヶ山ダム、これも全部ダムの水を全て水道水にもらうわけじゃないわけですよ。多目的ダムでございますので、農業用水にも使わないかんし、いろいろなもので使うわけ。だから、五ヶ山ダムでも、そのうちの1万トンしか使わんわけだ。そうすると、海水淡水化は上水に使うだけですから、日量5万トン、一つの大きなダムの水を供給するぐらいの量を出すわけでございます。それで、やっと、かっつ、何とかなるわけですが、今言われましたように、陸水を使えばいいって、陸水には全て水利権が入っております。水利権をどのようにするのかと。そして、海水淡水化をつくって、福岡都市圏が水を自前でつくるといふ努力をしない限り福岡都市圏には水はないわけですよ。遠賀川と筑後川、あそこから水をもらわないことには、福岡都市圏は生きていられないわけですよ。250万の人たちがおるわけでございます。それは筑後川の人が、自分たちの水利権をある程度やって、そして、都市圏に水をやろうというふうに言われたわけでございます。その人たちに感謝する気持ちも込めて、淡水化事業を行ったわけでございます。ただ、経済的な

問題だけで、それが160億円も大きな赤字的な問題を起こしている。陸水を使えば、80億円。海水淡水化340円、1トン当たりかかると。それをプールして、それでも福岡都市圏の水は安いわけです。他のところから。それで大渇水のために、みんな、水をどんどん使いよったわけですよ。都市圏、水が安いということで、それで大渇水で水の節水をするという、今、福岡都市圏、水の使う量というのは、全国1位ぐらい低いと思いますよ。大渇水を起こして。そういう危機があるから、予備水としても、陸水だけに頼らない。その他の水源としてでも、海水淡水化事業を持っておかなければ、福岡都市圏は生きていられないということで、海水淡水化事業を始めたわけですよ。それに水が余っとうとか、そげな状態じゃないわけですよ。今でも水足りないわけですよ。渇水のとときとか。全てのダムの水が上水に来ようわけじゃないわけですよ。その辺は理解してもらわないと。福岡都市圏の人は、筑後川、遠賀川に感謝の気持ちを込めて海水淡水化事業をやっているわけです。そのことを言って、私は終わります。

○議長（三角 良人） 児玉求君。3問目でございます。最後の質問になりますから。はい、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） 最後ですか。

○議長（三角 良人） 3問目だから。（発言する声あり）

○議員（1番 児玉 求） 今、町長、お話されましたけど、十分現在ですね、さっきも私がお話いたしましたけど、水は足りとるんですよ。（「断言できますか、あなた、それを。事業団でも水が足りとるとやら言わんとに」の声あり）いやいや、これは、これは、私がお話する資料は、福岡地区水道企業団水道用水供給事業改定の資料であります。（「改定資料でしょう、それは」の声あり）いや、だから、私が先ほどお話しました日量30万トン。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） ちょっと、一問一答やないから。（笑声）

○議員（1番 児玉 求） 毎日供給する分がですよ。お話ししますと、大口の福岡市が4,953万トンで、企業団合計で8,873万トンになっております。しかし、実際供給できる分はそれ以上、1万1,000トン以上あります。水は足りとるんです。

○議長（三角 良人） 質問は。児玉君、質問に入って。

○議員（1番 児玉 求） はい。それと、受益者負担と申しますか、これはですね、福岡市のほうが、約60%大体占めとるわけです。そして、本町は、この海水淡水化を取水しとるんでしょうか。

○議長（三角 良人） どこまで、終わる、それが質問ですか。

○議員（1番 児玉 求） いや、それはよろしいです。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） 一問一答じゃないってば、町長。（発言する声あり）

○議員（1番 児玉 求） それで、この海水淡水化事業を糟屋郡も7町あるわけですけど、

1市。ぜひ、私は、町長は、そういうふうに必要な性を言われておりますが、水が足りている状況におきましては、今後、この企業団としては、29年から、失礼しました、27年から39年までの事業費が168億円あるわけですけど、これは各構成団体に負担金は予定しないということで、費用は料金で回収するというふうなことを言っておるわけですよ。資料で見ますと、須恵町は平成20年が1立方メートル180円で、平成35年から38年になりますと、196円ぐらいになります。ですから、私は、この海水淡水化施設は廃止すべきじゃないかなというふうには思っております。

○議長（三角 良人） そうですね、わかりました。

海淡から水が来ているかどうか。それと廃止に向けてどうするか、2つ答えてください。

○町長（中嶋 裕史） 海淡からの水は来ておりません。現在、水道企業団には、日量268.1トンの水を供給できる、最大量がですね。渇水ときは減るわけですよ。例えば、鳴瀬でも2万2,000トンもらうようにしていますけれども、1万トンしかもらえないときもあるわけがございます。最大量で、状況がよかときで、260万トン。250万トンぐらいしか使っていないから、10万トンぐらい水余りを起こしている。そういう言い方だと思いますが、それはそれとしていいわ。水道料金というのは、その町から出す、水を、買った水を出す。そして、みんなに、戸数でみんなに分配をして、みんなで分けるわけです。そして、料金を徴収するわけですから、我々のように人口がふえているところは水道料金が困っていないわけです。北海道のように、あれだけ広いインフラ整備をして、人口が減っておると。1戸当たりの水道料金は倍ぐらいになっていくわけですよ。水道料金って、そういうことなんです。ただ、それだけではだめだと。福岡都市圏は水がないんですよ。大きな川がないでしょう。どうして、水をつくるんですか。それは筑後川の周辺とか、遠賀川の周辺の人たちが、自分たちの水をあげようということで、もらっているわけです。それを水余りだとか、そういうことを言うたら、筑後川流域の人たちから、相当非難ごうごうですよ。そして、我々は毎年筑後川の人たちの周辺の自治体に対して、カップリングだとか、そういう競艇場から上がったお金をそっちに持っていくとか。ノリを配って、8月1日は節水に心がけてくださいとか。言われたように、節水をしなければ、まだ、ならない。それは筑後川に対するパフォーマンスでもあるわけですよ。水がないと。福岡都市圏には、それをもらっておるわけ。もらっている以上は、自前の水を何とかしてつくろうという、高い水を出して。そうすると、これを250、1日要るわけ。5万トンしか、海淡でできません。あと、5個つくらないかんわけですよ。海淡の施設を、福岡都市圏で。そしたら、5倍のまた水道料金がかかってくるわけです。それを筑後川や遠賀川からもらっているから、安い水でプールして、安い水で終わっておるわけですよ。そういう感謝の気持ちというのはないんですか。でしょう。我々は、筑後川の人たちに感謝しているわけですよ。全て。担当課も、首長連中も、みんな。筑

後川の人たちにありがとうございますということで、年に1回の懇談会はありますが、それ以外のことで、それ以外のことでお金も出して、都市圏から上がったお金を出して、ありがとうございますという気持ちを伝えておるわけですよ。それに水が余っとうから、海淡はやめて、そして、80何円で入ってくるんけんていう、でも、50分の1なんです。海淡の水っていうのは、入ってくる量の。そこをすると料金が物すごく低くなっていくわけでございます。

また、都市圏の水はある程度安いというものがあるわけでございます。それは250万が使っておるわけですから、2万人とか、3万人の町の水道料金とは、そりゃ、違いますよ。いうように、我々は感謝の気持ちを込めて、海淡の施設は存続いたします。

○議長（三角 良人） 以上をもって、児玉君の一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。休憩に入ります。

午前10時22分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。6番、田ノ上です。

先ほどの児玉劇場、楽しく拝見させていただきました。町長のお元気な姿を見て、私もうれしく思っております。須恵町も安心だなと思う次第でございます。ただ、残念ながら、かみ合っていないのが気の毒だなと、お疲れさまでございます。

諸事不穏な世相でございますが、私自身、先日不注意か戒めか足を負傷しまして、恥ずかしながら虫刺されからの感染症です。薬のため痛みのため、議会中に集中力を欠くのは同僚諸兄に迷惑をかけ申しわけなく思っていたのですが、この数日、別に誰も困っていない、チームプレイのありがたさと頼もしさを感じているものでございます。議長からは、スリッパでもいいとのお許しがあつたのですが、私も靴屋でございまして、晴れの日では靴を履きたいということで、きょうは靴をしっかりと履いて登壇させていただいております。個人的なことで恐縮ですが、自戒を込め申し上げた次第です。失礼いたしました。

それでは、通告に従い、要介護者にも福祉タクシー券を望むとして質問いたします。

須恵町においては、障がい者への助成として、福祉タクシー利用券を発行しています。これは実により制度だなどと思っております。須恵町福祉タクシー料金補助支給規則には、その目的を「障がい者に対し、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、もって福祉の向上に資する」としています。ここに、この制度の高邁な志と深い慈愛を感じるものでございます。

そこで、助成の対象となるのが、支給規則第2条に定める障がい者です。その規定は、1級と2級の身体障がい者の方、療育手帳Aの交付を受けている方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方、精神障がい者医療手帳の交付を受けている方とされています。

そして、これらの方で、須恵町に居住し、住民票を持つ在宅の方が、福祉タクシー利用券の助成を受けることができると第3条に示されています。長年、私としては申し分のない制度と想っていたのですが、住民の声を聴いている中で、なぜ要介護の方には支給しないのかという意見に触れ、なるほどと思いました。

言うまでもなく、要介護者と身体障がい者は法的に概念が違いますので、立て分けられています。皆様御存じのとおり、身体障害は身体の機能の損傷、損耗をいい、要介護は生活上の自立の程度により、介助を必要とするかどうかの度合いです。ただそうはいうものの、多くの場合、1級、2級の身障者は同時に要介護者であることが多いでしょう。そういうことから、私自身、現状でカバーできているという認識を持っておりました。

しかしながら、確かに私の父は身障者2級ですが、介護保険制度の中では要介護と要支援を行ったり来たりして、最近はや支援1です。在宅ではございませんので助成の対象外ですが、身障者2級でも要介護とは限らない事例です。逆にいえば、要介護で不自由を強いられながらも、1級、2級の身障者でもなく、療育手帳Aでもなく、特定疾患でもなく、精神障がい者医療手帳を持っていない方、つまり支給規則上の規定に該当しない方が、少なからずおられるのではないかと思います。

なぜ、要介護のみの方が対象とされていないのか。思うに、該当数が余りにも多くなるので助成が大変なのではと邪推もしたのですが、それはさておき、やはりこの支給規則が制定されたのが平成元年という時代性にあるのではと思います。既に、29年が経過しております。この期間に介護保険の成立があり、今に至るまで次第に介護の概念と理解が社会に浸透してまいりました。最近の制定なら、当然に要介護の方も対象になったに違いないと思うものです。

もちろん、本規則の附則を見ると、たび重なる改正の痕跡が確認できるのですが、ここでさらにこの30年間の変化を考慮し、時代に合わせ、対象範囲の再検討・改正することが、この規則制定の精神にかなうものと思ひ、質問に至った次第です。

平成28年度の決算書によりますと、福祉タクシー利用助成金の額は707万7,270円で

す。なかなか多い金額だなと思いました。伺うところによりますと414人に発行されているとのことです。そして、要介護の方は1から5まで705人です。そこから、助成対象の障がい者の方を除いて、在宅でタクシー乗降可能な方などの条件をつけるとしたらどれほどの人数が新たな対象となるのでしょうか。町財政への過大な負担を避けつつ、対象範囲を要介護者まで拡大することを望むものですが、それには対象者が激増しないよう適切な線引きも必要になることでしょう。

それとともに、例えば1人当たり年間60枚助成しているタクシー券の枚数を加減する方法や、かかりつけの病院など行き先を限定する方法も一考の余地があると思います。あわせて制度の運用について見直すことで、タクシー券の過剰な利用を防ぐことも検討に値するように思われます。

例えば、船橋市の制度は、利用者が事前にタクシー券に名前を記入するところは同様ですが、タクシー1回の利用につき運賃全額を支払うとともに、タクシー券を1枚だけ運転手に渡す。その後、申請時に登録した金融機関に役所から所定の額が振り込まれるというものです。いわば事業者には行政上の業務を支援していただく面が発生しますが、事業者ではなく利用者に助成料金相当額を振り込むことで、初乗り料金分の助成を担保するというものです。利用者にも事業者にも煩わしいかもしれませんが、私は悪くない制度と思います。ルールどおりの運用を担保することは、公平性につながるからです。それは、利用者間の公平でもあり、利用者と事業者、そして役所との公平でもあります。

以上、要介護者にも福祉タクシー券を望むとして数点の事項を述べさせていただきました。町長の御見解を伺います。

○議長（三角 良人） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤 義一） おはようございます。では、質問要旨に沿ってお答えいたします。

1問目からでございます。第2条の障がい者規定の範囲を要介護者等へ拡大し得ると思うがということですが、要介護者とは要介護状態にある65歳以上の人、特定疾病が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人が対象でございます。

また、障がい者とは身体障がい者、知的障がい者、または精神障害があるため、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける者と定義されており、要介護者と障がい者とは違います。須恵町の福祉タクシー料金補助支給規則は、障がい者のための福祉サービスでございますので、要介護者までの拡大を考えておりません。

2問目でございます。既に各地の自治体で取り組んでいる事例はありますが、平成28年度、宇美町では廃止はされておりますので、近隣では糟屋郡内、大野城市、太宰府市においても実施されております。現状での要介護者の分を試算すると、平成29年8月末で要介護者数は705人で、身体障がい者手帳1、2級以外の要介護者数は542人となります。適切な線引き

が必要と思われますが、今までの実績額で換算しますと、1人当たり約7,480円で、要介護者542人を対象とすれば405万4,160円の増となり、現時点で難しいと考えられます。

3問目でございます。須恵町での運用は、主に福岡県タクシー協会に登録ある事業所は協会が取りまとめて、未登録の個人タクシー等は町へ直接請求されており、円滑に事務処理もできているところでございます。

以前委員会で、福祉タクシー券の不正利用対策についての御質問がありました。そのときにもお答えしておりますが、タクシー券の利用方法については、毎年、タクシー会社と利用者へ周知徹底いたしておるところでございます。

4問目でございます。現在の福祉タクシー利用券においても、基本は病院治療が目的でございます。要介護者を追加した場合、1人当たり年間60枚の発行枚数が減ることになり、現時点で難しいと考えられます。

5問目でございます。8月31日現在、須恵町の要介護者数は705人で、そのうち要介護かつ身体障がい者1、2級の者は163人でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、担当課長のほうから、るる説明があったわけですが、議員のようにあらかじめ数字を調査していただいて質問されることを望むわけございまして、そのような勉強も事前にしてあるなというふうに思っておりますし、またある程度の線引きをしないと支援費あるいは扶助費が激高するというふうなこと、さすが文教厚生委員長だなというふうに思っておりますが、そういうことございまして、問題はお金の問題に引っかかってくるわけでございます。

それであると、自動車免許証を返納した人、この人もやはりその中に当てはまるのではなかろうかというふうに思っておりますが、そうしますとどの程度になるか検討の余地はあるなというふうに思っております。それで、400万円程度やったら私が出そうかと言いましたら、副町長が「ちょっと待ってください」というふうなこと言いましたので、その辺は、これから検討させていただきたいと。どこかで線を引かなければならないという難しさがあるわけで、多数の意見を聞きたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） 検討するとの答弁をいただいたと思っております。半ば予測しておりましたが、コスト的に大変厳しいというのは本当に理解しております。須恵町の現状も踏まえて、事業を拡大するということには慎重でなければならないというのはもとよりでございます。ただ、人数の多寡にかかわらず必要に迫られている人がいる、そういった方々をどうやって手を伸ばしていくかということも、これも行政の大きな仕事で、またそこに喜びも発生するのではな

いかと思うものでございます。

また、必要であり喜びという話をすれば、人間は行動することで喜びを感じる、そういう意味では高齢化が進むこの中で、確かに障がい者という形で縛りを入れると要介護者には行きつかないわけですが、そういったところを広く考えて検討していただくことを望んでおります。今後とも、機会があれば訴えを続けてまいりたい気持ちでおります。

以上で、私の、また。（発言する声あり）それじゃあ頂戴したいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） やっぱりこういった田舎は、足がないことにはなかなか行動ができないわけですが。それで免許の返納も難しいような状況でございます。返納された方には、この前も事故がありましたように、76歳の方が事故を起こされた。その返納された方にも、やはり何らかの形で手を差し伸べなければならないと。先ほど言われましたように、金銭だけの問題ではないと、そういうふうな広い心を持って福祉の政策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 以上で、田ノ上君の一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥でございます。今回は、臨時職員等の計画的な雇用をと題しまして質問をさせていただきます。

地方自治体の正規職員は、正規職員以外にさまざまな雇用体系があります。地方公務員法第3条第3項による嘱託職員、同法28条の4による再任用職員、同法第22条第2項に規定されています臨時職員、また当町は現在採用されていませんが、派遣職員及び民間委託職員等があるようです。民間委託職員、いわゆる業務のアウトソーシングについては、国の補助金の採択があり、業者を入れてその自治費の是非を調査、研究中ということで、今後その効果が結果が報告されると思います。

この補助金は、先駆的な取り組みを実地しようとするモデル事業で、全国の市町村で7カ所、町では須恵のみであることで大いに注目されており、その結果が期待されているところでございます。6月の議会の補正で、業務改革プロジェクト委託金約1,500万円をいただいておりますので、職員の力を発揮していただきたいと思っております。

さて、今回は私が確認したいのは、それぞれの雇用体系におけるの定年とその業務内容、業務範囲です。

まず、定年についてです。嘱託職員については、須恵町嘱託職員規定において年齢60歳とされ、介護保険広域連合糟屋支部事務長、事業統括審議官、指導主事等は年齢65歳、久我記念館

館長兼歴史民俗資料館館長は年齢67歳、その受付案内は年齢71歳となっており、再任用職員については、年金支給開始年齢の繰り延べに対応したもので、須恵町職員の再任用に関する条例によると、61歳から段階的に年齢が引き上げられ、現在は年齢65歳とされています。

また、いずれにしても毎年任期の更新が必要になることです。臨時職員の任期については、須恵町臨時職員等の任用及び勤務条件に関する規定の第4条に、6月を超えない期間で更新しないものとする。ただし、事務の都合上やむを得ない場合、6月を超えない期間で更新できる。つまり最長1年間と示されています。

しかし実際は、その能力の高さから1年を超えて勤務をいただいている方が複数いることも承知はしています。この臨時職員の規定には、定年の規定については見当たりません。基準は定めるべきと考えます。

次に、業務内容、業務範囲についてです。臨時職員は臨時的、補助的な業務で短期間の任用、最長1年であると規定されています。嘱託職員、再任用職員は、有資格者であったり技能経験を持った人であったり、正規職員と同等の業務内容ができる人だと認識しています。特に、再任用職員は、管理職経験者がほとんどで、その豊富な知識や経験を十分に発揮できる部署に配置されているものと思っております。この議会対応においても、現管理職のよき相談相手であると思っています。またこの議場においても、2人の経験豊かな人材が力を発揮しておられます。

では、質問に移ります。1番目に、雇用形態別の職員の人数、業務内容を教えてください。

2番目に、臨時職員について、法に示された臨時的、補助的な業務の範囲を超えて任用されている者はありますか。

3番目に、嘱託職員について、定年に例外的な規定がありますが、また臨時職員についての定年は何歳としていますか。私は、基本65歳、長くとも70歳だと思っています。65歳以上、または70歳以上の対象者はいますか。いるならその任用理由とともに教えていただきたいと思っています。

4番目に、嘱託職員、再任用職員については、どの範囲までの業務ができているのか。正規職員との業務内容、範囲に違いがありますか、お尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） では、御質問にお答えいたします。

まず、最初の、雇用形態の職員の人数及び業務内容でございます。平成29年8月1日現在におきましては、まず臨時職員は199人雇用しております。このうち、勤務時間が週5日ないし4日、事務上はフルタイム職員と自分たちは呼んでおりますけれども、こちらの職員は94人、残りの105人は短時間または短期間の雇用になります。

業務内容につきましては、最初の週4日以上雇用の臨時職員の場合は、道路の清掃管理、町有

林の維持管理、運動公園の管理、みそ加工所の加工など、いわゆる作業的な業務になります。学校事務補助、図書業務、警備業務、教員などの学校関係もごさいます。ほか保育士、幼稚園教諭、調理員業務など、そして町立図書館業務、地域包括支援センター業務、そして役場庁舎の一般事務の補助業務といたしまして5課で雇用をいたしております。

次に、短時間、短期間雇用の臨時職員の場合ですが、社会教育施設の受付及び管理、自然食普及センターの商品販売、保育士、幼稚園教諭の補助業務などになります。一部庁舎内の一般事務の補助業務もごさいますが、ほとんどが庁舎外の施設での業務になります。また、その業務につきましては、職員の監督のもと補助業務を行っているということでごさいます。

次に、臨時的、補助的などの業務の範囲を超えての任用ではないかというところでごさいますが、本町の臨時職員任用の取り扱いにつきましては、緊急または臨時の職に関する場合に任用を行うと規定されておりました、地方公務員法の第22条第5項により運用しております。その業務は、臨時的、補助的なものであり、業務上の責任は当然正規職員にごさいますし、業務遂行に当たっては、正規職員監督のもと実施しておりますので、不合理な格差はないものと考えております。

次に、定年についてごさいます。嘱託職員の定年は、須恵町嘱託職員規定で定めておりますが、専門的で見識あるいは経験が特に必要と認められる職種について、年齢を引き上げて任用している場合ごさいます。それは先ほど松山議員がおっしゃられたところの職種になります。同様に臨時職員につきましても、職種あるいはその業務内容に高度な専門性で見識、また経験を必要とするところごさいますが、臨時職員等の規定には、先ほど言われましたように、定年など年齢の制限は設けてはおりません。ただし、体力的なことなどを考慮し、職種によっては内規で年齢制限を運用している課が一部ごさいます。

では、31人おります一般会計嘱託職員の定年につきましては、嘱託員規定第3条の3の2、60歳と明記いたしております。この後にただし書きが続きますが、それは先ほど言われましたところの、福岡県介護保険広域連合の糟屋支部事務局長等ごさいます。なお、水道企業会計の嘱託職員の定年は70歳としております。5人のうち3人が65歳以上になります。

先ほど飛ばしてしまいました。先ほどの嘱託職員の中で、65歳以上の職員は66歳と71歳、2人おります。

次に、勤務時間が4日以上臨時職員につきましても、65歳以上が16人。うち70歳以上が3人おります。

次に、嘱託職員の業務範囲についてごさいますが、まず嘱託職員につきましても、嘱託職員規定には詳細な業務範囲までは示してはおりませんが、勤務時間、休暇等が正規職員に準じていることから、業務内容につきましても正規職員に準じる形で雇用契約を行って運用しております。

次に、再任用職員につきましては、国家公務員の再任用制度に基づき、須恵町再任用制度運用指針により任用しておりますが、その中で再任用職員の業務につきましては、定年前職員の業務と同質のものとされておりますことから、正規職員と同様の業務を行うこととなります。

最後になりますが、アウトソーシングの検討及び計画につきましては、先ほど申されたように、今年度総務省の採択を受けて業務改革モデルプロジェクト事業において窓口業務及び内部管理業務の洗い出しを行い、アウトソーシングの検討を行っております。アウトソーシングにつきましては、国も行政サービスのオープン化、アウトソーシングを推進しておりますが、須恵町のよう小規模自治体モデルケースをつくるため、今回本町の取り組みに、先ほど申されたように注目しておるところでございます。

本町は業務が複雑化、多様化するに伴いまして、多数の臨時職員を抱えてしまったことは、先ほど議員からおっしゃったとおりでございますが、その臨時職員の労務管理がさらに業務をふやす要因となっております。その見直しと計画的な運営が必要だと考えておったところでございます。アウトソーシング、民間委託と申しますと臨時職員をなくすということで、現在雇用しております臨時職員に雇用の場の提供がなくなるのではないかと思われがちでございますが、モデルプロジェクト事業では、そこで検討しておりますのは、アウトソーシングは、雇用している臨時職員のそのまま民間会社に転籍をしていただき、今までと同じ業務についていただくということを想定しております。このアウトソーシングの利点を3点ほど申し上げますと、まず業務になった臨時職員を先ほど6カ月、6カ月という雇用期間の法的な22条で書いてあるところが松山議員のほうから紹介いただきましたが、その法を遵守した形で継続して雇用ができること。2点目としまして、職員の業務を見直すことにより、職員でなくてもできる業務を委託することで、職員が本来取り組むべきコア業務、主要業務に専念できること。3点目としまして、今後業務が複雑多様化、増大化してもなるべく職員数をふやさずに乗り切ることができることが上げられます。

以上のことから、実際には今年1年をかけてモデルプロジェクト事業の中で検証していく予定でございますが、委託可能な業務から段階的に計画的に実施できればと考えておるところではございます。

以上のとおりでございます。

○議長（三角 良人） 松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、理事からアウトソーシングについてのことでございましたが、私が心配していたのは、今から先、退職者がふえてくる中で、この民間委託にさせますと役場の職員等、また須恵町の働き手ですね、60歳定年になった後の働き口がなくなるんじゃないかなと危惧しておりましたけども、そこら辺を須恵町の、今働いている方をここに移すということになれば、何らかわりはないかなと思っております。その分はわかりました。

私が一番気にしているのが、先ほど話もありましたけれども、1日の日に痛ましい事故があったわけですが、ドライバーが76歳と70歳半ばでございましたけれども、先ほど言いました道路管理等、山の管理等の人たちが、大体内規的には70歳だと聞いておりますけれども、有識者というか技術者というか、そういう方が70歳を超えた方がおられるとわかっておるところでございますけれども、特に70歳を超えたら現場との職については、その責任の重さゆえ無理をされたりするので、事故がないか心配しておるところでございます。

そういうことから、定年、内規的なこともありますけれども70歳を超えても、最低でも何年までにはやめてもらうというような形をしないと、もし事故があった場合に、そこら辺が気になるところでございます。今後、先ほど上水関係については70歳が定年と規定されているところでございますけれども、そういうのも全体的に、後継者がいないから延長するのも、それは結構でございますけれども、年齢等考えて採用していただきたいと思っております。どうしても定年70となりますと定年するという事ですから、後継者を先につくるのが行政の仕事じゃないかなと私は思っておりますが、そこら辺も考えてやっていただきたいと思っております。何かあった後には遅いんじゃないかと思うところでございますので。

それともう一つでございますけれども、これは内規的な退職者のことでございますが、6月議会において、総務課の城山防災会館建設に当たりまして現場説明があったわけでございますけれども、説明が総務課2名で我々議員に説明がありましたけれども、なぜ総務課で説明するのかということを知りましたところ、消防関係は総務課だからということでございます。その建築について、総務課が説明するわけでございますけれども、金額的なことはよくわかりますが、その金額を出したのは誰かと、やっぱり建築に携わった人が出したと思うんです。

そういう説明をするのに、その有識者、建築にかかわった人がいないと。ただ須恵町には1級建築士を持った方おられますが、今別の部に配属されておられるわけですが、やっぱりそういう建築関係、またいろんな部署の関係につきましては、そういう有識者を持った方を必ず置いておく、各部署、建築については建築の経験のある方、そういう方を配属させていかんのはいかがかなと思います。

そういうことで、私、建築ちょっと詳しいもんだから、質問しますと、やっぱりできませんので、そこ誰が計算したのかというと別の部署の方がしたわけでございますけれども、おるんやったらそういう方を出すと。それからそういうことで、退職者もおられるわけですが、退職者の方をちゃんとした配置に置いていただくということもお願いしたいと思っております。

またひとつ、アウトソーシングに戻りますけれども、よその町においては、学校等を建築する場合、民間のOBの方、民間を卒業した方、定年した方をそういう方を入れている町もありますので、そこらも検討していただけないかと思っております。

この再任用につきましては、平成13年の4月に、公的年金の支給開始が引き上げられたこと
によって再任用制度が導入されたわけでございますけれども、今後こういうのがふえてきますの
で、その配置を計画的に行っていただきたいと思っております。

そういうことで、須恵町には、よそにちょっと尋ねてみましたら、58歳から計画的に再任す
る場合は、もう2年前から58歳ぐらいから計画を練ってやっているところもありますので、そ
こら辺の計画等はあるものかよろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、職員は、昔は100人に対して1人という言い方をしておりました。
だから今2万7,800人ですから270人ぐらいが、職員おっても通常の町の形態だというふう
に捉えられるわけですが、本町それで今170人の定数ですけども、職員150人ぐらいしか
いないわけで、その分をいわゆる臨時職で賄っていると。それも大体5課で10人ぐらい雇っ
ていますから、その10人ぐらいが職員の代替をしておると。幼稚園の先生だとか、あるいは山だ
とか、それはもう特別の業務でありますので、本来は幼稚園は正式の職員を採用しなければなら
ないということですが、これは、民活の問題等がありまして、そこで職員になっておった者を切
るわけにもなりませんので、そこは臨時嘱託職員で対応していくというのが、数十年続いていっ
たわけでございます。

あわせて300人ぐらいの職員になるわけでございますけれども、それは特殊な、よその町で
は置いていない山の作業員さんだとか道路の作業員さんだとかそういう。今、町のほうでシル
バーをつくっておりますので、そういったものは極力シルバーのほうに回していきたいというふう
に思っておりますが、シルバーも70歳以上で、働く内容の制限が加わってくるわけござい
まして、非常に難しいわけですが。山あるいは道路作業でも、70歳を超えて雇っておるとい
うことですが、その方は特殊な技術を持ってありまして、その方にかわる須恵町に、ほか一人ぐ
らいおっておりますが、その方も70過ぎであるということ、その方がやめられると、担当課、
うちでいえば地域振興課になるわけですが、地域振興課の職員がそれにかかっても追いつかない
というふうな状況ございまして、特殊技能というよりも特殊なものがあって、その方はけがを
しないように、もう作業はしなくてもいいから指示をしてほしいということで採用しております。

それから、道路作業についても、60歳ぐらいで会社やめてこられても、もうきつい大変だ
からすぐやめてしまわれるわけですね。そうしますと過去勤めてあった方のほうが非常に便利
であるし、その方を知っておられますので、やめられたらすぐその方に、ちょっと来てもらえん
やろうかというふうなことで、体も元気であるということからしておるわけでございます。来年
あたりもまた山のほうも道路のほうも、いわゆる退職者が出るわけですが、もうその方がやめら
れたら仕事が成り立ちませんというふうなことで、その言っている方も、翌年はもう定年という

ことになってくるわけでございまして。

例えば草刈りでも、元百姓とかそういうふうなことであればできるわけですが、もう試験で草刈りの試験とかしても、もう新人の方、怖いような状況であるわけでございまして、どうも職員のほうの方がその方を雇うというのは避けて、この方をお願いしますというふうなことを言ってくるので、内容に詳しいもんですから、その方に行ってもらおうということをして。特に70歳以上については、けががないように、もう現場の仕事をできるだけ若い人にやってもらって、ノウハウを教えていただくというふうなことに徹するというふうにしております。

それから。

○議長（三角 良人） 専門職を置かん、何ていうの。

○町長（中嶋 裕史） 専門職というのは民間であって、その専門職でやめられてその専門でこられるということには、もうつながらないわけですね。だから、昔は百姓しとったから山でも行きよらっしゃったから、その方たちが山の作業をしていただいて助かっておったわけですが、今はもう山の作業とかした経験が誰もいないし、指導する側もそういう経験者もいないし、そういう特技的なものを持ってあるという方を働いてもらわなければならないという状況にあるわけでございます。

それと、何やったかいな。

○議長（三角 良人） 建築部門においてね。

○町長（中嶋 裕史） 建築のそれは、現場の説明、現場というかその説明に行っただけであって、専門の職員は、例えば議会とか、あるいは現場説明とかそういうときには、また設計者とかその技術を持った人が来るわけでございまして、今回現場視察というようなことでございましたので、担当課で対応したというふうに思うわけでございます。そういうふうな専門的な知識を持った人たちがいる場合については、どうしても専門的な職員を配置するということでございます。

それと、何やった。

○議長（三角 良人） それだけ。

○町長（中嶋 裕史） 以上です。

○議長（三角 良人） 松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 道路の管理人と山については、今説明よくわかりましたけども、恐らく責任の強い方でございますから、皆さん、そういう仕事をする人は。若いのに任せるといって、機械を持ったりすると思いますけども、早目に後継者をつくっていただくような教育をお願いしたいと思っております。

それと、専門職のことでございますけれども、建築する場合に、設計事務所の単価の言いなりじゃなくて、そういう専門職の民間の上がった人を置きますと、嘱託職員ですから給料も

50パーセント、60パーセントぐらいのもんでいいと思うんですけども。仮に建築する場合に設計事務所が管理しますけども、その上に町の管理者ということ置くと、町の担当者がいちいち打ち合わせをしなくても、その管理者が設計事務所と打ち合わせをしてそれを進めるということでございます。

そういう私も経験しておりますので、今この議員になった立場でこの町の仕事をすることになりますと、上から見るとこういう置いた意味がよくわかるわけでございます。そういうことで、できるならば今の少ない職員でやっているのを少ない金額で雇えば雇って、仕事の軽減をしていただきたいとは思っております。

やっぱり年をとると、先ほども何度も言いますが、先ほど町長ももう70近くなると、答弁に、あれあれあれとこれとかですね、そういう調子でございますので、我々も物忘れしておりますけども、やっぱりこれは年齢は勝てませんので、そこら辺を考慮しながら嘱託職員、または再任用、そこら辺を今後もよく検討して適材適所に配置していただきたいと思っております。

あとあまりこれ以上もう言うこともありませんけども、私の意思は大体伝わると思っておりますので、総合的に今後の再任用については、須恵町の定年者の雇用を生み出していきたいと思っております。

以上で私の説明を終わります。

○議長（三角 良人） 質問や。

○議員（7番 松山 力弥） 質問。

○議長（三角 良人） 終わりね。

○議員（7番 松山 力弥） 質問かな。いいですか。

○議長（三角 良人） いいです。

○議員（7番 松山 力弥） 町長が答弁するなら、何かありましたら聞きますけども。（発言する声あり）それじゃ、終わります。

○議長（三角 良人） 以上で、松山君の一般質問を終結します。

これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時25分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。次の本会議は9月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時20分散会
